文書実践を支える社会関係

渡 辺 浩 一

-【要 旨】-

本稿は、都市の社会集団が文書実践を行う社会的な背景を分析するものである。ここでは、江戸の広場の一つである江戸橋広小路(日本橋のすぐ東側)で営業していた、仮設店舗営業権所有者の集団(床持仲間)が、広小路に建っている高札を火災の際に退避させることを行うようになった背景を明らかにする。その結果、仮設店舗(床店)の営業権所有と実際の営業が分離するという関係変化を背景に、床店商人仲間は床店営業権所有者仲間へ性格を変えたことが判明した。それにより、仲間構成員の階層は上昇し、それによって仲間は整然とした組織運営が可能となった。これを条件として、広場管理責任者である地縁団体(青物町と本材木町壱丁目弐丁目)に従属していた段階から、自立化の傾向を示すようになった。このような床持仲間の力量の向上によって、明地高札保全業務の一部を担うことになったのではないだろうか。それは、仲間組織が公的な認知を得るための示威行動でもあった。

【目次】

はじめに

- 1. 江戸橋広小路
- 2. 床持仲間の歴史的経緯
- 3. 番人休息所一件
- 4. 床店それ自体のあり方 おわりに

はじめに

本稿の目的は、別稿¹⁾ で明らかにした明地高札²⁾ をめぐる預り町(広場管理責任者)と床持仲間(仮設店舗営業権所有者の組合)の文書実践を支えていた社会関係について分析することである。特に、明地高札を町奉行所から預かっている預り町に加えて、非常時の高札の初動退避を担うことになる床持仲間は、19世紀前半において預り町から自立しようとしていた。この仲間は一般の仲間組織と同様の整然とした組織性を持っていた。こうした自立化傾向と組織化がどのように達成されてきたのか。床持仲間の歴史的経緯と、床店それ自体の所有関係の変化などを分析してみたい。

ところで、江戸橋広小路に関しては重要 な三つの先行研究がある³⁾。しかし、吉原 論文は当時の研究段階に規定されて、波多 野論文は建築・施設の復元が目的であった ため、両者共に社会関係の分析が、1980年 代以降の都市社会史研究の急速な進展に よって不十分なものとなっている。その後、 吉田論文が、主として魚市場の観点からこ の広小路の社会構造を分析し、本稿の対象 である床持仲間についても、「全体として 『床持惣商人』という地縁的な共同組織を 結成し、独自の法すら持っていた」と評価 されている。ここではこの指摘を受け継ぎ つつ仲間のより詳細な分析を試みる。特に、 広小路の床店と商蔵に関して預り町がどの ように関与しているのかついては、本稿で 新たに明らかにしていくことになる。なお、 江戸橋広小路に言及する比較的最近の論文 として竹ノ内雅人の論文がある⁴⁾。そこに おいては翁稲荷を中心とした蜜柑囲所・和

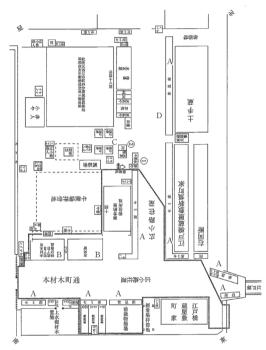


図 1 江戸橋広小路

アミカケ線は管轄区域の境界線を示す。 註1拙稿の図を改変。

¹⁾ 拙稿「江戸橋広小路の明地高札と都市社会」(『日本歴史』779、2013年)。

²⁾ 江戸橋広小路の高札は享保5年(1720) に設置された。第一条は火災時に荷物を持ち出してはならないというもので、荷物への着火による延焼を防止し明地を防火帯として機能させようとする内容である。第二条は明地に人が集まることを禁じている。これは街頭芸能禁止と関係があり、営業一般の禁止ではない。詳しくは註1拙稿参照。広場の使用規制が内容であるから、別稿「江戸の高札―三類型と維持・管理―」(『歴史』112、2010年)でいう「場の規制」高札の典型例である。

³⁾ 吉原健一郎「江戸橋広小路の形成と構造」(『歴史地理学会会報』101、1978年)、波多野純「江戸橋広小路の変遷と復元」(『国立歴史民俗博物館研究報告』14、1987年)。吉田伸之「市場と民衆的位相」(『年報都市史研究』9、2001年)、同『日本の歴史17 成熟する江戸』第5章「江戸の小宇宙」(講談社、2002年)。

⁴⁾ 竹ノ内雅人「神社と神職集団―江戸における神職の様相」(吉田伸之編『身分的周縁と近世社会6 寺社をささえる人々』(吉川弘文館、2007年)、同『江戸の神社と都市社会』(校倉書房、2016年)

歌山藩・預り町との相互関係が分析されているように、江戸橋広小路に存在する要素は非常に多種にわたり、その相互関係も非常に複雑である。本稿では高札管理に関わる限りでの社会関係の分析を行う。

1. 江戸橋広小路

江戸橋広小路は、明暦大火後に防火帯として設置された広場である。この広場の管理は隣接する青物町と本材木町壱丁目弐丁目であった。これを「預り町」という。日本橋のすぐ東側という立地条件から、当初から営業空間としても機能しはじめた。営業施設は次第に増加していき、享保5年(1720)には基本的な施設が出そろう。それは、この時点では、床店百七軒と商蔵であった。床店は図1のAであり、図2では江戸橋のたもと、右手中ほどの柵の前、それに左手中程の大きな屋根の建物の前あたりに床店が並んでいる様子が描かれてい

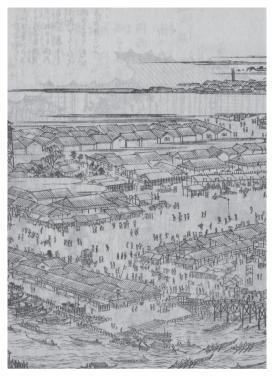


図2 江戸橋広小路『江戸名所図会』7 http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2563381より転載。

る。その奥にある土蔵が商蔵と思われ、図1の方ではBの2棟が確認できる。これらの営業施設からあがる収益に目を付けて、預り町外の者がたびたび広小路管理の請負願を提出した。この収益については、別稿では総額を示しただけであったので、その内容を以下分析することとする。

表1を御覧いただきたい。このうち最初の3件は床店百七軒からの「地代床賃」収入、4件目は百七軒以外にも存在した床店の床賃である。床店百七軒からは預り町は「地代床代」を徴収していない⁵⁾ので、この「地代床賃」は当然床店営業権所有者(後述)のものである。商蔵は前述の享保5年に認可された商蔵のうち本材木町壱二丁目の分である。商蔵の建設費用は同町の家持が負担したので、その賃貸料(「蔵敷」)176両余のうち108両余は家持町人(「地主」)13人の収入となり、同町の家守15人は広小路を管理するかわりに世話料として賃貸料の一部32両余を受け取った⁶⁾。表1に見る商蔵の銀9貫余という金額もこのように本材木町壱弐丁目の地主と家守に配分されたのであろう。その次の講釈場・楊弓場・水茶屋(図のC)は享保5年(1720)に許可された商蔵のうち青物町分が、明和4年(1767)に焼失したのちにその代替と

¹章3節。

^{5)「}江戸橋蔵屋敷其外最寄旧記」二十二(旧幕府引継書804-11、東京都所有、国立国会図書館永久寄 託)。以下 [蔵22] のように略記。

⁶⁾ 寛政3年(1791) 時点、[産36p437]。

表1 文政9年(1826)江戸橋広小路上り高見積書

			T
営業施設	場所・数量	種別	1年分
商床1軒9尺四方	北側折廻し、60軒	地代床賃平均	銀15貫840匁
商床1軒9尺四方	南側、25軒	地代床賃平均	銀5貫400匁
商床	東側江戸橋際より本材木町まで、22軒		銀 4 貫752匁
(商床)	中横町、4軒		銀720匁
商蔵	江戸橋通西側	地代蔵式相交り	銀9貫79.92匁
講釈場	南側裏之方、1軒	地代	銀450匁
楊弓場	南側裏之方、5軒	地代	銀450匁銀1貫350匁
水茶屋	9 軒	地代	銀2貫106匁
蜜柑売場拝借上げ地跡		夏秋6ヶ月地代	銀780匁
水茶屋裏明地		地代	銀1貫180.375匁
蜜柑問屋前裁屋松飾商人 髪結床持干肴屋		五口上納割合	銀465匁
合計			銀42貫126.67匁
此金			金702両、銀6.67匁
此迄1ヶ年上納高			金97両3分
広小路諸入用			金184両
差引残			金420両1分、銀6.67匁

典拠:「江戸橋広小路旧記」冬83

して認可された商業施設である [産29p598]⁷⁾。これらの賃料は青物町の収入となり、そのなかから上納金の同町負担分を出していた [蔵7]。預り町が元四日市町に交代しても⁸⁾ それは変わらなかった。最後の「蜜柑問屋・前栽屋・松飾商人・髪結床持・干肴屋」も床店百七軒と同様に預り町は「地代」を受け取らないので [蔵22]、「上納割合」とは町奉行所への上納金負担割当額の意味かと思われる。こうした収入の合計が702両と銀6匁6分7厘となる。支出のなかの「上納高」というのは、註1拙稿60頁の表の明和8年(1771)の欄にある通り、出願者は不明ながら江戸橋広小路の請負願が町奉行所に出されため、それに対抗して預り町と床持仲間(後述)から広小路管理の冥加金として100両上納することとなった金額である。この表で100両ではないのは、寛政4年(1792)にこの広小路内に御肴役所が建てられたため、その地代2両1分が免除されて、97両3分となったからである⁹⁾。もう一つの支出項目は広小路管理のための必要経費、つまり柵や木戸の維持修復費などがその内容であると思われる。こうして、この表では収支の差引は、金420両1分と銀6匁6分7厘であり、一年間でこれだけの莫大な収益が挙がる都市空間であったことがわかる¹⁰⁾。この権益をめぐって、広場の管理請負をめぐ

^{7)『}東京市史稿 産業編』29(東京都、1985年)598頁をこのように略記。

⁸⁾ 天明5年(1785) に青物町名主が火の見櫓下の町会所に居住していることが発覚して名主職を奪われたため、江戸橋広小路の預り町は青物町から元四日市町に交代している[産29p596]。

^{9) 100}両の内訳は、本材木町預かり地商蔵の地代金30両、青物町商蔵が30両、床見世百七軒が30両、そのほかの地代上がり高から10両を拠出し、合計100両を上納した(「江戸橋広小路并最寄旧記」〈旧幕府引継書804-10〉冬の八十八)。同史料は春夏秋冬の4冊からなるので以下 [冬88] のように略記する。

¹⁰⁾ この見積書は同年に外部からの請負願があったため、その吟味過程で町奉行所から提出を求められて、預り町名主が作成したものである。この表では収入が一ヶ所に集められたかのような印象も受けるが、実際には一部前述の通り、床店百七軒・本材木町壱弐丁目・元四日市町に大きくは

る競争が激しかったというわけである。

なお、広小路に関する先行研究との比較を述べておく。新大橋¹¹、両国橋¹²の事例のように「橋番」や「橋番請負人」が橋に加えて広小路の管理も行うあり方とは異なり、江戸橋広小路では江戸橋の「橋番人」は純粋な番人のようであり [春16]、また「橋請負人」は他の御入用橋と同様に掛け替え・修復工事のみの請負人である [産31p939]。広小路については預り町が管理し、その一部を床店仲間のちには床持仲間にも行わせるようになる(後述)。また、辻番請負人は、両国橋広小路¹³にも江戸橋広小路にもいる。しかし、江戸橋広小路のそれは床店百七軒から給金を受け取る、つまり床店組合が請負人を雇い、請負人は番に特化している。これに対し、両国橋広小路のそれは床店を支配し地代収入を受け取り、「自分入用」で橋番に給金を払う。総じて、新大橋・両国橋の二つの広小路では請負人の役割が大きいことに対して、江戸橋広小路では預り町と床持仲間の役割が大きい、という違いがある。

2. 床持仲間の歴史的経緯

さて、それでは、天保期に見られる床持仲間の組織性と自立化志向はどのように達成されて きたのであろうか。その歴史を瞥見しておきたい。

床店商人の集団的行為に関して最も古い段階で検討できるのは宝永4年(1707)である。「百七軒の床主とも」が公儀辻番所を請け負い、江戸橋および広小路管理費用を預り町と折半した [春1]。次々頁の引用史料下線部にもある。この時点ですでに百七軒という集団が存在し、辻番人給金と番所経費、および広小路等管理費用を百七軒から徴収し支出する組織は存在したものと思われる。寛政4年(1792)の「広小路床持割合書」では表2の通り広小路管理費用の負担割合が3グループに分けて記されており、この基準を宝永年中以来のものとしている。この点を表2によって確認する。元文元年(1736)11月「広小路諸商人連判帳」は、商蔵の移転願に応じて町奉行所役人が検分に来た際に申し渡された事項の内容を遵守する旨、107人の商人から本材木町と青物町の名主・月行事に提出されたものである。史料では個々の名前は省略されているが、その構成は、寛政4年と基本的には同じである。したがって、遅くとも宝永4年以後は、床店百七軒という社会集団は団体としての意志を持ち、素朴ながらも組織的な運営がなされていたと推定できる。しかし、この時点では行事のような役職は記されておらず、註1別稿に見た天保期のような組織性が当初から存在したかどうかは疑問である。

ここでの「諸商人」107人とこれらのグルーピングの意味をここで吟味しておく必要がある。表2の元文元年(1736)を明和6年(1769)とまず比較する。江戸橋南橋台周辺の小間物商人19人(軒)が一つのグループをなしている。また、それとは別に52人の小間物商人が図1の床店の西端から連判していたと判断される。槇木屋は屋号ではなく薪商人のことでありその数は

三分されていた。

¹¹⁾ 小林信也「江戸町方の広小路における店舗営業と助成地経営」(初出1997年、同著『江戸の民衆世界と近代化』山川出版社、2000年) 所収。

¹²⁾ 吉田伸之「両国橋と広小路」(吉田伸之・長島弘明・伊藤毅編『江戸の広場』 東京大学出版会、2005年)。

¹³⁾ 吉田伸之「両国」(初出1998年、同著『身分的周縁と社会=文化構造』(部落問題研究所、2003年) 所収。

	内部構成

元文元年(1736) 「広小路商人連判帳」[春1]		明和6年(1769)道奉行 への上申書[春16]		寛政4年(1792)「広小路床持割合書」 [産38p573]		
	人		人		軒	「惣広小路商人諸入 用」(管理費用)
小間物屋西より甚介以下	52	小間物商人	52	小間物商人	52	六分
古本屋伊兵衛以下	7	古本屋	7			
占方平兵衛以下	6	占方師	15			
本材木町通又八以下	11			本材木町通商人并占	36	四分
新組太兵衛以下	9					四分
槇木屋新兵衛以下	3	薪商人	3			
		煮壳茶屋	11			
江戸橋商人庄助以下	19	江戸橋南橋台小間物商人	19	江戸橋南橋台	19	三分
合計	107	合計	107	合計	107	

変わらない。古本屋も数が変わらない。占方師は9人増えているようにも見えるが、元文元年の新組ないし本材木町通グループ11人に占方師が含まれていたかもしれず、この点は詮索しても意味がない。明和6年の煮売茶屋11人も新組や本材木町通グループに含まれていた可能性もある。このように比較してみると、元文元年の107人には商蔵を借りている商人は含まれておらず、全て床店商人であると判断できる。元文元年と明和6年の間で数が変わらない職種が3種ある。同じ表の寛政4年の欄は人数ではなく、あくまで軒であって床持が広小路管理費用を負担するための基準数値である。しかし、ここでも小間物商人52軒と江戸橋南橋台19軒という数字は継続している。以上は、特定の床店の営業権が特定の業種に建前上限定されていた可能性を示唆する。そうであるとすれば、小間物商人52軒とは小間物商人床店という名称の一種の営業権株が52軒分存在したことを示すに過ぎず、実際の営業種目はまた別の次元である可能性も念頭に置いておく必要があることになる。あるいはまた、実際に個々の床店の営業種目が定められていたものもあった、つまり床店百七軒の一部は一般の商人の構成員数が限定された株仲間のようであった可能性もある。ちなみに南橋台19人というグループは、享保20年(1735)に町奉行所駆付御用物持退人足を負担することとなった集団であり、町年寄奈良屋役所より「御焼印札」を下付されている「産27p376,769、産29p846] [春16、34、冬86]。

さて、時系列的な記述に戻る。行事という役職が初めて確認できるのは、寛延4年(1751)である。「広小路商人行事」市兵衛・庄吉が辻番所請負人孫兵衛(本材木町弐丁目惣八店)の仮番屋建設にあたっての見分報告書に願人孫兵衛・同家守・本材木町弐丁目五人組・同名主とともに連印している「産37p344-347」。

天明5年(1785)には、「床店行事」が辻番給金・油代を床店商人から集金し、直接辻番請負人孫兵衛に渡していた。変化の時期は不明だが、以前は床店商人から預り町名主に差し出し孫兵衛に渡していたとのことである [産28p779]。床店商人集団が行事の元で預り町の機能の一部を代替しはじめていることがわかる。

「床持行事」との表現は寛政3年(1791)に初めて史料に現れる。広小路床持行事源助が本材木町壱二丁目月行事と共に辻番再建願書・再建仕様証文・再建完了届に連印し、町奉行所からの召喚にも名主はじめ関係者と同道した[産37p339-343]。ここでは、床持行事が町奉行所と直接接触している。

19世紀に入ると「床持行事」という表現が一般化する。床持行事は町奉行所や町年寄への上申・訴願主体として機能する。文化3年(1806)12月、床持行事が床店の椽撤去の免除願を預り町役人連印で町奉行所に提出し認められるなど[産46p434]、これ以後4例見られる。

たとえば、文政3年(1820)には床持行事2名が連印ではなく単独で町年寄にあてて床店の 寸法と由来を記した上申書を提出した例がある「産50n95」。

それだけでなく、文化10年5月17日には、床持行事儀兵衛(通一丁目店借)・平介(桧物町店借)・ 佐右衛門(通三丁目家守)が一円拝領地願に対抗して冥加金30両の直上納願を、町年寄奈良屋 役所に提出した「冬78」。

乍恐以書付御慈悲奉願上候

一江戸橋広小路床持商人共一同御慈悲奉願上候、去申年(文化9)十一月中神田途師町忠 助店久兵衛・同店専蔵儀、右広小路一円御拝借地ニ仕、御上納金百三拾両より百五拾両 迄年々奉差上、御拝借地二仕度段、御訴訟奉申上候ニ付、本材木町・元四日市并私共江 御返答差上可申諏被仰付候処、床持共一同甚心痛什罷在候内、又候青物町家主共より右 同所御請負什、金弐百両ツ、年々御上納可仕間、右家主共江御請負被仰付候様、当三月 中御願申上候二付、又々本材木町·元四日市町并私共否之御返答可申上旨被仰付候二付、 則左二申上候、私共儀右場所二而年来渡世相続仕候段御仁恵故と難有奉存罷在候処、右 増御上納仕御請負地ニ御預申上候は、私共難退所を見込、此末増出金為出候心底と奉存 候、右様相成候而者難儀ニ相成候間、私共儀ハ何分ニ茂是迄之通ニ御差置被遊被下置候 様奉願上候、尤床持一同之義者百五拾七ヶ年已前明暦三酉年町御奉行神尾備前守様御勤 役之砌御免被遊、右広小路江罷出商売仕来、百四拾五年已前寬文八申年町御奉行嶋田出 雲守様御出馬二而、広小路御見分之上人数御改被遊、傍示杭被仰付候、其後宝永四亥年 町御奉行丹羽遠江守様御勤役之砌、広小路御請負願人御座候処、私共義数年右場所江罷 出渡世仕来候ニ付、御慈悲を以願人江不被仰付、御内寄合之節私共被召出松野壱岐守様 御立合ニ而、広小路ニ御座候 御公儀様辻御番所壱ヶ所新規修復・番人給金拾弐両、并 油代金壱両其外諸入用共、百七軒之床持共江御役儀被仰付、其外広小路者不及申、江戸 橋上二捨物・倒もの并道普請臨時入用共、本材木町与半分ツ、差出可申旨被仰付、今迄 無滞相勤来候、其上広小路之義ニ御座候得者、為用心町内番人之外夜番之者五人ツ、付 置、番屋三ヶ所ニ而火之用心等大切ニ為相守申候、其後享保五子年十一月中大岡越前守 樣御勤役之砌、土手蔵前五十弐間之処為火除塗家作ニ奉願上候得者、願之诵被仰付候、 然ル処御橋台之儀者両御番所様江出火之節欠(駆)付相勤候様御焼印頂戴仕罷在候、其 後元文元辰年町御奉行稲生下野守様御勤役之砌、願人御座候而樽御役所江私共を御呼寄、 御調之上願人江者不被仰付、私共江前々之通被仰付難有奉存候、猶又牧野大隅守様御勤 役之砌、明和八卯年より為冥加金三拾両ツ、年々無滞御上納仕候割合、私共より本材木 町・元四日市町江仕来候処、此度願人共増御上納可仕旨ニ而、広小路一円ニ御請負地ニ 御願申上候義、私共行末難義相成申候間、右百七軒床持共一同之儀者何卒御慈悲を以是 迄之通御差置被下置候様奉願上候、前書ニも申上候通之儀ニ御座候得者、御上納金三拾 両ツ、年々是迄両町江相預上納仕来候得共、已来私共より直ニ御上納仕度奉存候間、以 御慈悲願之通被仰付被下置候様偏奉願上候以上

これは、一円拝領地願を受けて町奉行所が預り町と床持仲間の双方に諮問したことに応えて

提出されたものである。つまり、この段階で床持仲間は仲間としては公認されていないものの、預り町を介さない直接的な認知があったということになる。すなわち、19世紀に入ると預り町の陰に隠れていた床持仲間が直接的な関係を町奉行所と取り結びつつあったことを意味する。この願は実現しなかったが、床持仲間が町奉行所による直接の認知をより強固なものにしようと行動したという点が重要である。

文政9年(1826)、広小路請負上納高が220両に増額された¹⁴。これも外部から請負願があったための対抗措置である。これに伴い預り町は広小路の永預りも願ったがそれは認められず、そのかわり他より請け負い願いがあっても容易には上納金額を増額しない旨が申渡書に記された。増額が可能であったのは「明和之頃と者違ひ追々土地も繁昌ニ随ひ商売も多候得者せり合借受候程ニ付、明床ハ勿論不納延納等も無之」とこの頃の床店の活況が背景にあり、しかも「此度之儀者商床持共より出金仕上納助合致候趣ニも相聞」(町奉行の認識)という事情であった。実際に220両のうち床持仲間は91両を、預り町は129両を負担した¹⁵⁾。これは文化10年(1813)の100両のうちの30両 [冬76] と比較すると、床持仲間の負担割合は増大している。床持仲間が預り町の一つと比べてより多くの負担をすることによって、外部の請負願人と対抗する上納金額を実現したのである。さらに遡れば、明和6年(1769)時点では上納金は両町が50両ずつ負担しており [産22p765]、床店仲間は上納金を全く負担していなかった段階が最初にあった。それは遅くとも天明5年(1785)までは継続した [産29p597]。19世紀に入って床店の活況を背景に、床持仲間は経済的にも力量を付けてきているということができよう。

3. 番人休息所一件

前節で見てきた床持仲間の歴史的経緯の達成が、前稿で分析した天保6年(1835)の仲間議定である。その分析からは、床持仲間が、一般の商職人の仲間のような整然とした組織性と、地縁団体に包摂されながらも独自の論理を持っていたことが判明した。しかし、以上は規定から抽出した特質であるので、実態としても確認しておきたい。その素材はこの仲間議定が作成される契機となった番人休息所一件である。

この争論は、天保4から6年にかけて生起した、床持仲間内部の紛争である¹⁶。文政12年 (1829) 大火のあと、上総屋吉兵衛の要望により仲間の承認のもと、「鰐店」という場所(図の Dあたりか)付近の床店配置を西から吉兵衛・番人休息所・銭屋三右衛門・赤穂屋吉右衛門の順にした。床店の配置については床持仲間に決定権があることがわかる。

しかし、北島町友七店銭屋三右衛門の後見藤吉がこの配置に不満を持ったらしく何らかの異議を申し立て、天保4年暮れには何らかの取り決めが結ばれた模様である。しかし、同5年2月大火により広小路が類焼した際に、藤吉は番人休息所焼け跡、つまり自分持ち床店の西隣に自分の床店を建てた。これは規定違反であるとして、床持行事惣代である本材木町壱丁目家守長兵衛が町奉行所に出訴しようとした。しかし、預り町名主たちが仲介に入り、その説得を受

^{14)「}南擢要類集|上納地之部六(旧幕引継書818-4)。

^{15)「}市中取締類集」床店等之部四(旧幕府引継書812-3)。

^{16) [}冬85] および [冬86] のあとの絵図。

けて藤吉は三年後の撤去を願う。名主は一年半の猶予を認めるが藤吉は拒否した模様である。その後「仲間番屋預人佐次右衛門」に藤吉が来て熟談を申し入れる。その内容は、明日にも原状回復するので費用は仲間負担としてほしい、銭屋三右衛門母(藤吉姉)に見せて印形させたいので対談連印書付を貸して欲しい、返却は番人佐次右衛門が行う、というものであった。しかし、対談連印書付を藤吉は返却せず、この内済は成立しなかった。そこで再び仲間は名主の仲介を依頼した。その後の経緯は行論と直接関係しないので省略する。最終的には、翌6年に藤吉が床店を撤去し、床持仲間側の訴訟費用のうち自分たちへの割り当て分も負担することで決着した。同時に仲間議定が改めて制定されることとなった。これにより前稿で検討した仲間議定が作成されることとなったのである。

以上の経過のなかで注目されるのは、預り町の名主が仲間内の紛争を仲裁する機能を二度発揮していることである。床持仲間が預り町に包摂されているという仲間議定からの分析結果を裏付けている。また、番人佐次右衛門を床持仲間は仲間の番人と認識している点も注目される。直接には仲間のメンバーではない藤吉も、仲間に自分の意志を伝達するために番人佐次右衛門を使い、対談連印書付のやりとりも番人佐次右衛門を通じて行おうとした。仲間の外側からも番人が仲間の番人であると認識されていたと思われる。

番人の立場については仲間議定 [冬86] の12条を全文引用すると、

番人佐次右衛門義古来より外番人並相勤来候処、近来町用多二相成候故、右躰之義無之様成行、自ラ心得違之義も出来可申哉ニ付、此度番人請状相改可致事

とある。つまり、番人佐次右衛門は古来から他の番人並に勤めてきたが、近来町用が多くなってきたため他の番人並の勤めを行わなくなり、自然と心得違いのことも起きるかもしれないので、この度番人請け状を改めること、という。床持仲間の側から、番人の業務が預り町の町用に傾くことを否定している。しかし、下げ札の方では、

本文佐次右衛門勤向ニ付議定致置候者、全床持共限之義ニ而兼而佐次右衛門身分者元四日 市町より付置候広小路見守番人ニ而身柄も慥成義故同人江前々より万端世話為致置候間、 床持共方江も右ニ付証文取置申候儀ニ御座候、依之向後違失為無之、下ヶ札致印形置申候 事

と、佐次右衛門勤め向きのことについて議定にしたことは全く床持たち限りのことであり、佐次右衛門身分は元四日市町より付け置いた「広小路見守番人」であり、身柄も確かであるから同人へ以前から万端世話をさせてきたので、床持ども方へも証文を取り置いたのである、という。ここから読みとれることは、最終的には番人の位置づけに関してあくまで預り町の番人であることが確認されたということである。床持仲間は預り町の枠組みのなかから脱することはできないことがわかる。しかし、一旦は12条本文のように、預り町よりも仲間の利害を優先する規定を明文化していることをここでは重視する。床持仲間の自立化志向をここにも見ることができる。

4. 床店それ自体のあり方

床店それ自体のあり方についても述べておきたい。先述の元文元年(1736)「広小路諸商人連判帳」では原文書では人名が列挙されていたようであるが省略されていることもあって、こ

衣る 江戸備曽備百19町床付りを11	9軒床持の変化	3 江戸橋南橋台	表3
--------------------	---------	----------	----

天明 5 年(1785)、町奉行所駆付人足 焼印札調査[夏98]			寛政 3 年(1791)、江戸橋掛替に伴う 19軒調査 [産35p597]				
軒数	持ち主	所属地	階層	軒数	持ち主	所属地	階層
1	又左衛門	青物町	家主	1	又左衛門	江戸橋蔵屋敷	平左衛門同居
1	平左衛門	江戸橋蔵屋敷	家主	1	平左衛門	江戸橋蔵屋敷	家主
1	勘四郎	江戸橋蔵屋敷	平左衛門店	1	勘四郎	江戸橋蔵屋敷	平左衛門店
1	昌寿	江戸橋蔵屋敷	平左衛門店	2	昌安	江戸橋蔵屋敷	平左衛門店
1	昌悦	江戸橋蔵屋敷	右昌寿方ニ罷有候				
1	清蔵	江戸橋蔵屋敷	六兵衛店	2	清蔵	江戸橋蔵屋敷	平左衛門店
6	利右衛門	坂本町壱丁目	行事持店	6	利右衛門	坂本町壱丁目	宗八店
5	嘉兵衛	呉服町	徳右衛門店	5	嘉兵衛	呉服町	徳右衛門店
1	半七	鈴木町	茂兵衛店	1	半七	新両替町弐丁目	忠兵衛店
1	弥兵衛		江戸橋広小路辻番請負人				
合計19				合計19			

の時点の床店商人107人という数字が、 営業権所有者であるのか、それとも営 業者であるのかは判然としない。

明和6年(1769) 時点では、「江 戸橋広小路商床主」が44人、「同断 南橋台床主」が10人いるとある [産 22p769]。この合計54人という数字は 「床主」という表現のとおり床店営業 権所有者数であろう。同じ史料には「商 床相譲候節ハ、譲請候者かたより、商 床壹軒二付金六七両より貮拾貮三両位 迄、場所相応ニ何れも金子を差出置相 続仕候処、右場所被召上候而ハ、軽商 人共数代之株二相離、親妻子共及渴命 難儀至極仕候」とあり、床店の営業権 所有は数代にわたることもある一方、 頻繁に譲渡される状況でもあったこと がわかる。また、営業権取得には裏店 層では用意できない資金が必要であっ

表4 寛政4年、蜜柑売場跡水茶屋等設置吟味に伴う「商 床名前」調査の19軒部分 [産38p594]

床店番号	名前	場所
54	菊屋半六	
55	高松助四郎	
56	山奥屋鹿右衛門	
57	東屋新八	ろじ
58	松本長五郎	36
59	伊勢屋源次郎	
60	井筒屋繁蔵	
61	同 利右衛門	
62	同 茂兵衛	木更津河岸入口
63	伊勢屋弥右衛門	
64	相模屋 <u>清蔵</u>	
65	同 又兵衛	
66	井筒屋孫右衛門	
67	和泉屋藤介	
68	鏡屋市兵衛	
69	福岡万蔵	橋台東側橋際
70	明床	
71	ト者南ト	
72	明床	

たこと、また床店は立地条件により営業権価格に4倍近い開きがあったこともわかる。天保6年(1835)の仲間議定に連名された「床持主」55人という数字と比較すれば、営業権所有と営業の分離は遅くとも明和6年(1769)までは遡ると言える。

次に、寛政4年(1792)時点の床店百七軒のうち、南橋台19軒分の詳細を表3に示した。天明5年(1785)の時点で19軒の床店が、6軒所有1人、5軒所有1人、1軒所有8人の合計10人の床持に帰属している。その15年後の欄を見ると、天明5年の昌寿・昌悦が所有していた2軒が、寛政3年には昌安のものとなっているらしきこと、また清蔵が天明5年時点では辻番請

負人弥兵衛が所有する床店営業権を その後取得したらしく床店営業権を 1軒から2軒に増やしていることを 読み取ることができる。このように して19軒の範囲内の床持は2人減っ て8人となっている。さらにはれを 表4と比較してみる。この表は同店名 前」を示す。双方の表に出ている者 は下線を付した清蔵と斜体字の利右 衛門のみである。他の床持はを 賃貸に出しているのであろう。清蔵 は床店2軒のうち1軒を自ら営業も

表5 寛政4年複数「商店名前」一覧

床店番号	「商店名前」	軒数
7、8、9、10	玉屋	4
43、44	玉屋忠兵衛	2
11, 12	海老原	2
24、25	万屋伝兵衛	2
26, 27	境屋新次郎	2
42, 96	升屋清蔵	2
45、46	松本市右衛門	2
50、51	山城屋庄八	2
74、75	水戸屋市兵衛	2
93、94	上総屋利兵衛	2
101、102	伊勢屋与兵衛	2
		合計 24

しくは経営し1軒を同じ屋号の又兵衛に賃貸に出していたと想像を逞しくすることができる。 井筒屋利右衛門も同様に6軒のうち1軒は自己経営で残り5軒を井筒屋3人を含む5人に貸し ていたのであろうか。残りの6人は全く自ら営業せず表4に見られる名前の人々に貸していた のであろう。

寛政 4 年は床店番号に対応する全ての「商店名前」が判明する。それによれば「商店名前」の実数は90人で、そのうち屋号を持つ者が67名、姓を持つ者が21名、卜者と名前のみが 1 名ずつである。そのほかに明床が 3 ヶ所ある。複数軒営業者は表 5 のように 4 軒が 1 人、2 軒が 1 人いる 170。複数軒数営業者は奉公人を雇用して営業させる、あるいは床店の又貸しも考えられるが、ここでは升屋清蔵の一例を除いて全て隣接した床店を営業しているので、その場合は 2 倍の間口の床店を営業していたというケースも考えられる 180。

これまでの検討をまとめると以下のようになる。18世紀後半、床店経営権の売買が繰り返されるなかで、床店営業者と床持がある程度分離しているという構造は維持された。この構造のなかで、19世紀に入ると床店が盛況となったことから営業権価格が上昇したことが想定され、床持仲間構成員の階層が上昇した可能性はないだろうか。

この点は、明治初年の柳原土手の「町内持地」の床店では、「床店所持主」の階層は家持と家主が中心であったという横山百合子¹⁹⁾の指摘に依拠する。ただし、柳原土手と江戸橋広小路では異なる点も多い。柳原土手では地代と床賃は区別され、前者は所持主が町に支払い、後者は床店営業者が床店所持主に支払うものであった。しかし、江戸橋広小路では床店百七軒に関しては表1には「地代床賃」とあるものの、1節で述べた通り預り町は「地代床代」を取得していないので、地代も床代も全て床持のものとなる。公儀辻番所の維持費用を床店百七軒が

^{17) [}産38p594]。玉屋と玉屋忠兵衛が同一であれば、6軒が1人、2軒9人となる。なお、この「商店名前」に出てくる人々は、床店営業者だけではない。又貸ししていて自らは営業していない者も含まれる可能性もあるが表記の都合上営業者としておく。

¹⁸⁾ 天保14年 (1843) の床見世取調掛の報告書によれば、江戸橋広小路では文政12年 (1829)・天保5 年 (1834) の火災以後に「(床店) 弐三軒を一棟ニ囲込」むという状況があるという(「市中取締類集」 床見世之部四)。

¹⁹⁾ 横山百合子『明治維新と近世身分制の解体』(山川出版社、2005年) 第三部七章(初出は1999年)。

直接負担していることからく るあり方なのであろう。水茶 屋・土弓場・講釈場等の場合 は、青物町商蔵の代替施設で あるから、元材木町壱二丁目 商蔵と同じであるとすれば、 家持が施設を建設し賃貸料を 取り、家守が管理して手数料 を取るという関係になる(表 1には「地代蔵式」とあるが、 1節前述の寛政3年時点の計 算では「蔵敷」しか出てこな い)。表6を見るとこれらは 主として青物町の家守や店借 が賃貸していて「地代 | (表 1) のみを、預り町家持から徴収 されているという関係にある と推定される。

表 6 天明5年(1785)元四日市町商蔵代替仮設店舗持主

種別	ヶ所数	持ち主	所属地	階層
茶屋	1	喜介	青物町	源藏店
茶屋	1	定吉	青物町	伊右衛門店
茶屋	1	次兵衛	青物町	源藏店
茶屋	1	忠七	青物町	源兵衛店
茶屋	1	次兵衛	青物町	又左衛門店
土弓場	1	次兵衛	青物町	又左衛門店
土弓場	1	幸助	青物町	清右衛門店
土弓場	1	忠兵衛	青物町	次兵衛店
土弓場	1	次兵衛	青物町	家主
講釈場	1	次兵衛	青物町	家主
茶屋	1	清右衛門	青物町	家主
土弓場	1	清右衛門	青物町	家主
茶屋	1	源六	本船町	
茶屋	1	五郎兵衛	本船町	太郎兵衛店
茶屋	2	忠次	八丁堀	北島覚右衛門店
茶屋	1	伊介	西河岸	文蔵店
茶屋	1	藤八	左内町	久兵衛店
茶屋	1	佐助	平松町	嘉右衛門店
茶屋	1	茶屋藤助		

典拠:春35、産29p599

なお、本稿では預り町と床

持仲間の対抗的側面を強調したが、天保5年(1835)時点の床持行事惣代が本材木町壱丁目家守であるように、床持の一部が預り町の家持や家守であって双方のメンバーは一部が重複している。このことは、両者の関係を対抗的側面だけで見てはならないことを意味する。

ともあれ、江戸橋広小路における床持仲間の整然とした組織と預り町からの自立性志向の背景には以上のような構造と変化があったことが想定される。

おわりに

床店の営業権所有と経営の関係変化を背景に、床店商人仲間は床店営業権所有者仲間へ性格を変えた。それにより、仲間構成員の階層は上昇し、それによって仲間は整然とした組織運営が可能となったのではないだろうか。これを条件として預り町に従属していた段階から、自立化の傾向を示すようになった。このような床持仲間の力量の向上によって、明地高札保全業務の一部を担うことになったのではないだろうか²⁰⁰。それは、仲間組織が公的な認知を得るための示威行動でもあったのである。

²⁰⁾ この時期の仲間組織全体の動向としては、吉田伸之『伝統都市·江戸』(東京大学出版会、2012年、 第Ⅲ部11章、初出は2005年)を参照。この床持仲間は髪結のように公認されたかどうかは不明で あるが、変化の方向性は全体動向の一環と把握できる。